（私立高等学校用）

秋田県高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）のお知らせ
【家計急変による申請・追加申請】

〇令和８年度の制度改正に伴い、令和７年度までの内容から支給要件・提出書類等に変更がありますので、ご注意ください。

※道府県民税所得割及び市町村民税所得割の課税額が要件を満たしていない場合であっても、やむを得ない離職等により家計が急変し、要件に相当するとみなされる場合は、奨学給付金の対象となります。

※会社都合や災害などに起因しない離職（定年退職、完全な自己都合退職等）は対象となりません。

〇９月３０日までに申請を行えなかった方向けのご案内です。

既に申請を行っている場合は、今回改めての申請はできませんのでご注意ください。

●支給要件

令和８年７月１日現在、次の①～④のすべてに該当する世帯

①生徒の保護者（生計維持者）等が秋田県内に住所を有していること。

②以下のＡ・Ｂのいずれかを満たしている世帯であること。

Ａ：保護者全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税相当と認められる世帯

Ｂ：保護者の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合計額が 100 円以上 182,500 円未満相当と認められる世帯

③生徒が就学支援金または新・修学支援金もしくは学び直し支援金の受給資格を有していること。

④生徒が日本国籍を有するなど、一定の国籍要件を満たしていること。

※保護者等が秋田県外に在住の場合は、お住まいの都道府県にお問い合わせください。

※道府県民税所得割及び市町村民税（いわゆる住民税）には「均等割」と「所得割」があります。本給付金に関連するのは「所得割」ですので、ご注意ください。

※生徒が日本国籍を持たない場合でも、一定の条件を満たせば上記の④に該当する場合があります。詳しくは下記問い合わせ先までお問い合わせください。

●生徒一人あたりの給付額（７月までに家計が急変した場合）

世帯区分	全日制等	通信制
保護者の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税相当の世帯	152,000 円	52,100 円
保護者の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合計額が 100 円以上 105,500 円未満相当の世帯	50,670 円	17,370 円
保護者の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合計額が 105,500 円以上 182,500 円未満相当の世帯	38,000 円	13,030 円

※７月以降に家計が急変した場合は、申請のあった翌月以降の月数により金額が変わります。

※上記のいずれかの世帯区分から別の区分に変動したと認められる場合も、対象となります。

※災害により制服を喪失・き損し、再度購入が必要となった場合は、給付の加算を受けられる場合があります。詳しくは下記問い合わせ先までお問い合わせください。

（次ページに続きます）

●申請方法

・県内の私立高等学校等に在籍している場合は、各学校に提出してください。

※７月１日時点で在籍していた学校への提出になります。受付期間は学校によって異なりますので、各学校へご確認ください。

・県外の私立高等学校等に在籍している場合は、直接秋田県教育庁総務課に提出してください。

※郵送の場合は、追跡可能な簡易書留や特定記録郵便により提出してください。
住所等は、下記問い合わせ先に記載しております。

・専修・各種学校は、担当課が異なります。下記問い合わせ先に記載の、秋田県政策企画部高等教育振興課にお問い合わせください。

●申請期限

県内の私立高等学校に在籍している場合：在籍している学校にお問い合わせください

県外の私立高等学校に在籍している場合：令和８年１２月２１日（月）（必着）

●給付方法・給付時期

給付決定後、県から直接申請者（保護者等）の口座に一括で振り込みます。

※県内・県外問わず、高等学校からの振り込みではありません。

給付は令和９年３月までに行いますが、詳細な時期は給付決定の通知をお待ちください。

●提出書類

①「秋田県高校生等奨学給付金受給申請書」（様式１－１～１－４）

※様式１－４は記入上の注意です。

・記入にあたっては「記入上の注意」「記入例」をよく読んで記入してください。

・記入上の誤りは、二重線を引き、その上に押印してから余白に記入してください。

②在学証明書（様式２または学校所定の様式）

・令和８年７月１日以降に発行されたものに限ります。

③生徒の住民票（県外高等学校の場合のみ）

・生徒が県内高等学校に在籍している場合は基本的に不要です。

・②の証明書類とは異なり、保護者ではなく生徒の住民票ですので、ご注意ください。

・個人番号（マイナンバー）の記載がないものに限ります。

④振込口座届（様式１０）と通帳等のコピー

・口座は申請者（保護者等）本人名義のものに限ります。

・通帳等のコピーは、銀行、支店、口座の種類及び口座番号が分かるもの。

（次ページに続きます）

⑤家計急変の発生事由が分かる書類

・離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通告書、破産宣告通知書、廃業等届出など

⑥家計急変前と家計急変後の収入がわかる書類

・家計急変前…課税証明書の写し等

・家計急変後…会社作成の給与見込み、直近の給与明細、税理士や公認会計士が作成した証明書等

※収入見込額には、退職金、失業手当は含めません。

○上記の⑤・⑥については、事例により必要書類が異なるため、申請後に追加で書類の提出を依頼する場合があります。

○制服が災害等により喪失・き損した場合の給付額の加算を受ける際は、別途必要となる書類があります。該当する場合は、お問い合わせください。

●問い合わせ先

（高等学校）

秋田県教育庁総務課　総務・私学チーム

〒010-8580　秋田市山王三丁目１－１　Tel 018-860-5111

（専修・各種学校）

秋田県政策企画部高等教育振興課　高等教育振興チーム

〒010-8570　秋田市山王四丁目１－１　Tel 018-860-1223

【秋田県ホームページ】

「秋田県高校生等奨学給付金制度について（私立高等学校）」

（コンテンツ番号：11051）